

有機フッ素化合物（PFAS）対策に関する要望書

2026 年（令和 8 年）8 月 5 日

福 山 市

環境大臣 石 原 宏 高 様

日頃から、福山市行政に対して御理解・御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

国立保健医療科学院の調査により、福山市の河川からペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）が検出され、指針値を超過した地点がありました。このため、2025年（令和7年）2月「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き」に基づき、住民へ健康影響等の情報提供を行い、飲用井戸水等を飲まないよう注意喚起するとともに、希望世帯には水道水の運搬給水を実施しました。

さらに、「手引き」に基づき、指針値を超過した深山川に関する河川（6河川）と、分水嶺を越えた小田川などの河川（3河川）の調査を行いました。その結果、深山川と谷尻川の2河川について、指針値を超過していました。飲用井戸水等については、指針値を超過した深山川の周辺地域（46か所）を調査し、全てが基準値以下となりました。

これまで、周辺地域の住民への説明会や健康調査（血液検査）、健康相談を行うとともに、2025年（令和7年）6月から、深山川2地点と周辺4河川各1地点の計6地点において、環境省から御助言をいただきながら、季節変動や経年変化の確認を目的に河川モニタリングを実施しています。

また、住民説明会を7回開催しましたが、どの会場においても、「健康への影響はないのか」、「農産物等への風評被害が心配」、「自分の住んでいる地域は大丈夫なのか」などの不安や苛立ちの声が収まらない状況です。

については、住民や農業者等の安心・安全のために、一日も早く健康や生活に対する不安の解消が必要であることから、次のとおり要望します。

福山市長 板 弘 直 幹

- 1 PFOS 及び PFOA について、河川等における環境基準を設定するとともに、排出源となり得る廃棄物処理施設等における規制基準を設定するなど法整備を進めること。
- 2 事業者が実施する濃度低減対策のための技術について、水質の濃度や成分など異なる条件でも対応可能な技術の確立を急ぐとともに、得られた知見を速やかに公表すること。
また、事業者が法整備までに濃度低減対策として行う水質測定・設備導入等に対し、財政的支援を講ずること。
- 3 玄米以外の農産物等への移行・蓄積性に関する科学的知見の集積を行い、その影響を明らかにし、速やかに公表すること。